

- 高速ツアーバス等における法令遵守体制の確保
  - ・ 旅行業者・貸切バス事業者間の取引内容の明確化
  - ・ 法令に違反する内容での契約や運行の確認の容易化
    - ① 旅行業者・貸切バス事業者の自己確認
    - ② 監査等による事後確認

平成24年7月1日 高速ツアーバスについて開始（高速ツアーバス以外の貸切バスについては7月20日 開始）

